

ご旅行条件書 (海外募集型 企画旅行)

お申し込みいただく前に、この旅行条件書、パンフレット記載のご案内とご注意及び各コースごとの掲載内容を必ずお読み下さい。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、(株)トラベルプラザインターナショナル(東京都江東区富岡2-1-9観光庁長官登録旅行業573号)(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。
- 当社はおお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを先にお受けします。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しいする最終旅行日程表を称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の約(以下「当社約款」といいます)によりします。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- 当社又はお申し込み営業所(以下「当社」といいます)に当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申し込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として振り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- 当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で旅行契約は成立しております。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社が旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- お申し込みの際、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社には、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確定したうえで、お待ちいただくことがございます(以下、この状態のことを「ウェイトイング」といいます)。この場合、お客様をウェイトイングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社らお申込書の提出及び申込金と同額を金として申し受けます(ウェイトイングの登録は予約完了を前記するものではありません)。ただし、当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し出があった場合(以下「お待ち頂く期間まで結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該申込金を全額払い戻します。
- 本項(8)の場合で、ウェイトイングコースの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに契約成立となり、当該預り金を申込金として取り扱います。

4. お申し込み条件

- 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 特定ののお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、必ず旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内にて応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために必要な特別措置を実施する費用はお客様の負担とさせていただきます。この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同席などを条件とさせていただきます(コースの一部については費用を変更させていただきます)か、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 当社は、本項(1)(2)(4)の場合で、当社よりお客様にご連絡がある場合は、(1)(2)にはお申し込みの日から、(4)はお申し込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお断りする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社にお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいします(原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の際にお渡しすることとなります。この場合はお客様も旅行開始日の前日までにお渡しいします)。ただし、お申し込みの旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることとなります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあります日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあります日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにしてお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項(1)に規定する通信契約を締結している場合であっても、お客様が提携カード会員を通信契約で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様名義無条件で旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを合算)及び第15項(1)に規定する取消料・違約料、第10項(1)に規定されている追加料金及び第14項(1)記載の交通手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項(「申込金」第15項(1)の1.のアの「取消料」、第15項(1)の2.のアの「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空・船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるもの)に限り)を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程にお客様負担)と表記してある場合を除きます)
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- 航空機による手荷物の運搬料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用できる方によって異なります)のことで詳しくは係員にお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴ない一部含まれない場合もございます)
- 現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります)
ただし、一部の空港・港・ホテルでは係員がいけない等の理由により、お客様ご自身で運送していただく場合があります)
- 添乗員同行コースの同行費用
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。
- 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ
当該コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増減・減額があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)から(9)のものは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
 - 各航空会社により設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項(1)の航空会社の定める手荷物の有料分)
 - クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料
 - 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金)
 - ご希望のみ追加されるオプションツアー(別途料金の旅行)の料金
 - 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ) ※航空会社の定める付加運賃・料金等に変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。(前項(9)のコースの燃油サーチャージは除きます)
 - 第8項(4)で旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊の税・サービス料金
 - 日本国内の空港施設使用料等
 - 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了当日等の宿泊費
 - 旅行日程中の空港税等(ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます)

10. 追加代金と割引代金

- 第7項(1)でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)
 - お1人部屋を使用される場合の追加代金
 - パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
 - 「食事システム」等を基本とした「食事システム」等の差額代金
 - お客様がパンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
 - パンフレット等で当社が「C・Dプラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃差額
 - 国内線特別旅行プラン
 - その他パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの(ストリートビュー追加代金、航空会社指定ご希望をお断りするパンフレット等に記載した追加代金等)
- 第7項(2)でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を算定した場合を除きます)
 - パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊したときに条件に設定した1人あたりの割引代金
 - その他パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの

11. 渡航手続、査証について

- 旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社にはお客様ご自身の起因する事由による旅行・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- 渡航先の国又は地域によって旅券・有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由により、当初の旅行計画にない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合には、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため、ご負担をいただくことは、お客様にあらかじめ運賃や当該事由に当社の関与し得ないのである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額が旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって5日目にあります日よりお客様へ通知いたします。
 - 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額が旅行代金を減額します。
 - 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことに由来の変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - 当社が、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該

トラベルプラザインターナショナル

利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更し得ます。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として10,500円(消費税込)をいただきます(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります)。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

- 旅行開始前
 - お客様の解除権
1. お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み日の営業時間内にお受けします。
 - お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りします。
 - 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - 当社は本項(1)の1.の7により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を引き戻します。また本項(1)の1.の1.により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
 - 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、旅行の原則として旅行を実施いたしません。但し、十分な安全措置を講じたことが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになられたときは、所定の取消料が必要となります。
 - お客様ご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消とみなし、所定の取消料を受けます。
 - 当社の責任としない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を受けます。
- 当社の解除権
 - お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の1.の7.に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 - 次の項目に該当する場合は、当社が旅行契約を解除することができます。
 - お客様が当社らあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとお認められたとき。
 - お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の人数がパンフレットに記載した最少旅行人員を満たさないとき。この場合14人/27～5.6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあります日より前に、また、期間外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあります日より前に旅行中止の通知をいたします。ごスキを目的とする旅行における降雪量の不足のうち、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - 上記の例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき(但し1)以上に安全措置を講じたことが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の1.に依拠します)。
 - 当社は本項(1)の2.の7により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項(1)の2.の1.により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除

- お客様の解除・払い戻し
 - お客様ご都合による途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
 - 本項(2)の1.のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領するご負担がなれない部分に相当する金額を旅行代金から払い戻します。ただし、当該事由が生じた責任に帰すべき事由による場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
 - 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への不服、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - 上記の例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された旅行の継続が不可能になったとき。
 - 解除の効果及び払い戻し
本項(2)の2.アに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対し

